

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会
基本問題小委員会

中間とりまとめ

— 資料編 —

平成24年1月27日

1. 地域維持型契約方式の導入（P1～18）
2. 技術者データベースの整備（P19～28）
3. 業種区分の点検と見直し（P29～36）
4. 社会保険未加入問題への対策（P37～40）

1. 地域維持型契約方式の導入

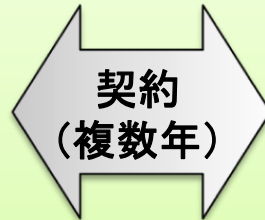
地域維持型契約方式の活用 (入札契約適正化指針(H23.8.9閣議決定))

地域維持事業の担い手の確保が困難となるおそれがある場合 ⇒ 包括して発注する方式を活用
(社会資本の維持管理や除雪、災害応急対策など)

○年間を通じた工事量の平準化
(除雪 + 除草、維持補修等)

○異なる事業の組み合わせ
(道路管理 + 河川管理)

○異なる工区の組み合わせ
(A工区 + B工区)



(従来の担い手)

地域の

○単体企業

○経常建設共同企業体 等

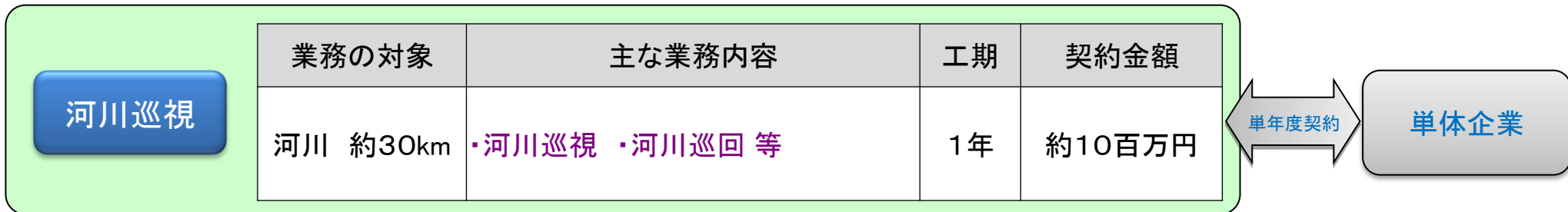
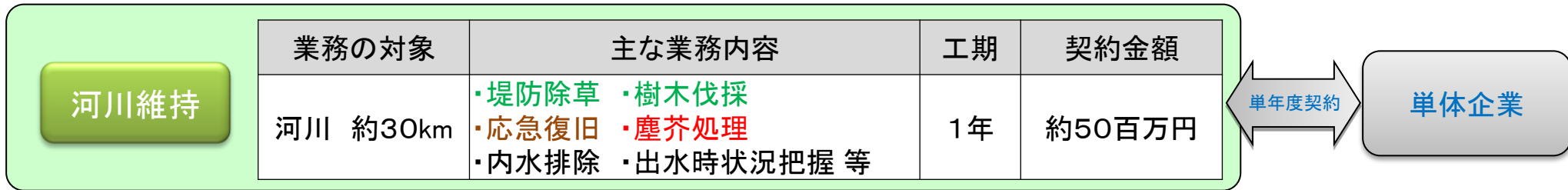
(制度の新設)

○**地域維持型建設共同企業体**

地域維持型建設共同企業体 (共同企業体運用準則(H23.11.11)、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて(H23.12.9))

- ① 性格 地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体
- ② 工事の種類・規模 社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事(維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない)
- ③ 構成員(数、組合せ、資格)
 - ・ 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数(当面は10社を上限)
 - ・ 総合的な企画・調整・管理を行う者(土木工事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む
 - ・ 地域の地形・地質等に精通し、迅速かつ確実に現場に到達できる
- ④ 技術者要件 通常のJVよりも技術者要件(専任制)を緩和
- ⑤ 登録 単体との同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録が可能

包括発注イメージ①(国土交通省 直轄)



包括発注



包括発注イメージ②(都道府県)

道路管理

業務の対象	主な業務内容	工期	契約金額
道路 約120km	道路修繕、道路パトロール 道路除草、道路清掃	1年	約1,500万円

単年度契約

 2~3社程度
のJV

河川・海岸 管理

業務の対象	主な業務内容	工期	契約金額
河川 約100km 海岸 約20km	河川堆積土砂撤去 河川・海岸パトロール 河川流下物・海岸漂着物処理	1年	約1,500万円

単年度契約

 2~3社程度
のJV

包括発注

道路 河川・海岸 管理

業務の対象	主な業務内容	工期	契約金額
道路 120km 河川 100km 海岸 20km	道路修繕、河川堆積土撤去 パトロール(道路・河川・海岸) 道路除草 清掃(道路・河川・海岸)	2年	約6,000万円

 複数年度
契約

 5社程度
のJV

包括発注イメージ③(都道府県)

道路管理

業務の対象	主な業務内容	件数	1件あたりの契約金額
道路 250km	道路維持・舗装維持	5件	約2,000万円
	一般除雪・春先除雪	17件	約1,000万円
	地すべり施設維持業務	2件	約200万円
	計	24件	

← 単年度契約 →

単体企業

← 単年度契約 →

単体企業

← 単年度契約 →

単体企業

⋮

河川管理

業務の対象	主な業務内容	件数	1件あたりの契約金額
河川 200km	河川維持	3件	約300万円
	砂防維持業務	1件	約200万円
	計	4件	

← 単年度契約 →

単体企業

← 単年度契約 →

単体企業

← 単年度契約 →

単体企業

⋮

包括発注

道路・河川
管理

業務の対象	主な業務内容	工期	契約金額
道路 250km 河川 200km	除雪 補修(道路・河川・砂防・地すべり・急傾斜) 除草(道路・河川) 道路清掃	1年	約3億円

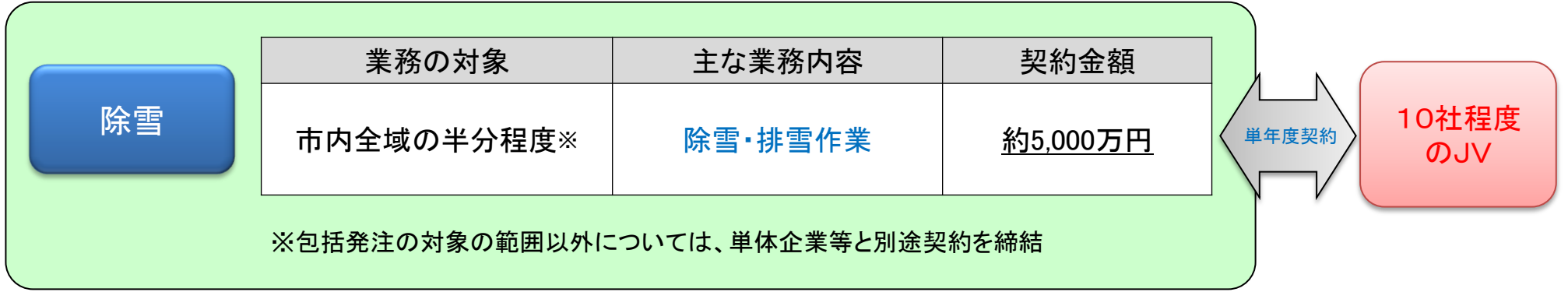
← 単年度契約 →

10社程度
のJV

包括発注イメージ④(市町村)



包括発注



入札契約適正化指針での記述

- ・各省各庁の長等においては、共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用
- ・共同企業体運用基準においては、共同企業体運用準則(共同企業体の在り方について(昭和62年中建審発第12号))に従い、大規模かつ技術的難度の高い工事に係る特定建設工事共同企業体、中小・中堅建設業者の継続的協業関係を確保する経常建設共同企業体、地域維持事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体について適切に定める

共同企業体運用準則 (中建審作成)

- ・各JVの活用目的
- ・対象工事の種類・規模
- ・構成員の数
- ・構成員の組み合わせ
- ・構成員の資格 等

H23.11.11 中建審総会決定

準拠して
策定



各発注機関

共同企業体運用基準を策定

例:直轄工事

「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」(昭和63年6月建設省厚発第176号)

各発注機関において
運用基準を作成中

運用通知 (国交省通達)

- ・運用準則の解釈
- ・資格審査の要領
(客観点数・主観点数の計算方法)
- ・標準協定書
(甲型・乙型の区分、運営方法、各構成員の責任等)
- ・共同企業体運営指針
(施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営方法に係る指針) 等

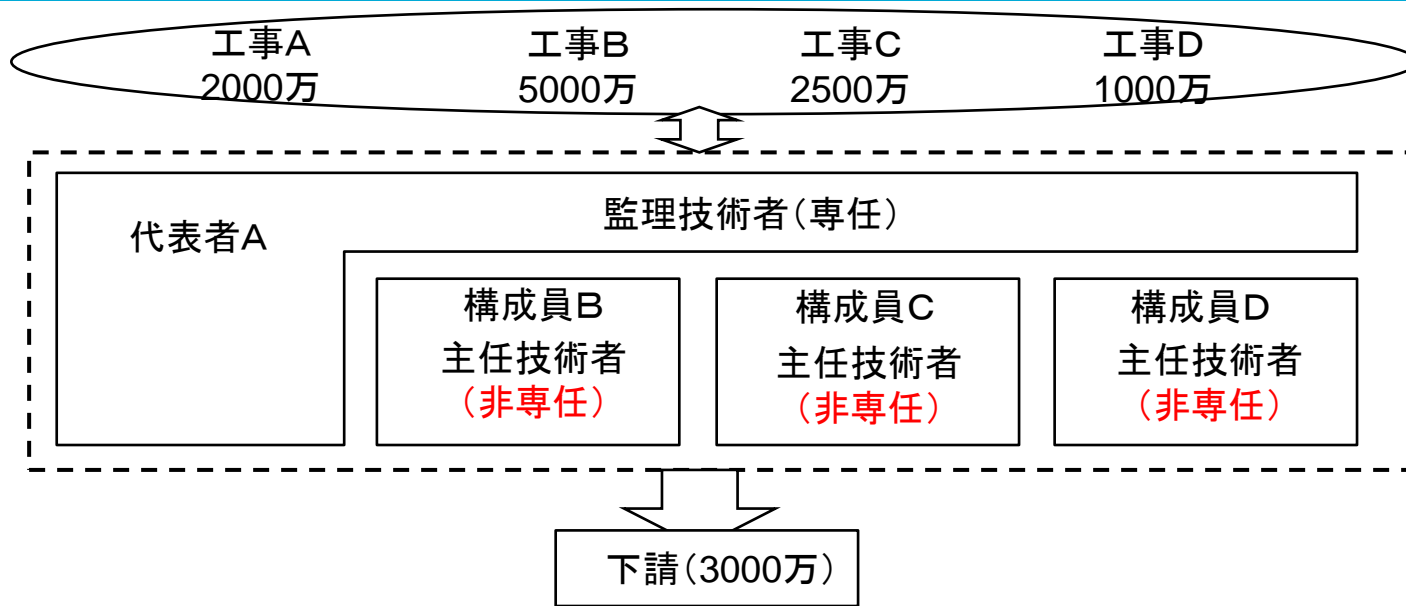
H23.12.9 各発注機関あて通知

各発注者・業界へ通知

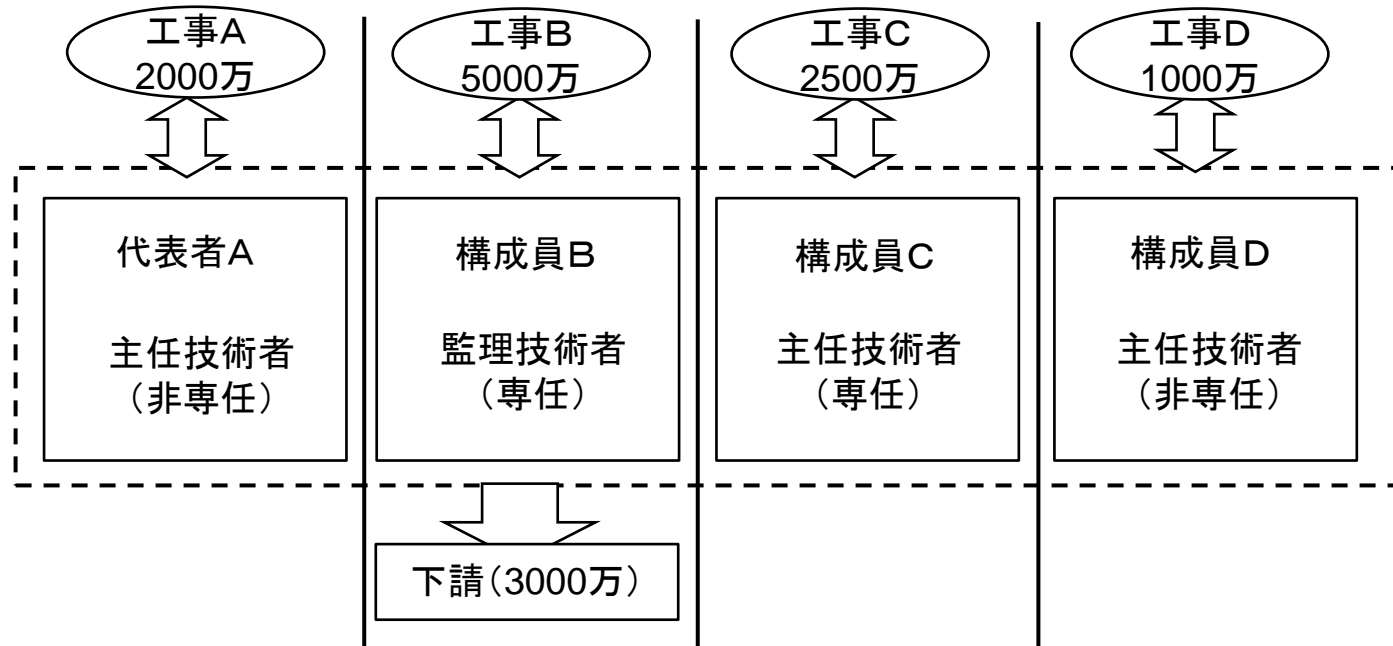


通知を参考に
共同企業体制度を運用

甲型の場合



乙型の場合



地域維持型JVについて(共同企業体運用準則)

	特定JV	経常JV	地域維持型JV	主な留意点
①活用目的	建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。	優良な中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成することを認め、もって優良な中小・中堅建設業者の振興を図るものとする(※)。 ※ 現在、規模の大きな企業を構成員として認めて運用している発注機関にあっては、当該運用を特定建設工事共同企業体の運用によって代替すること等により、経常建設共同企業体の目的に沿った運用に段階的に移行するものとする。	地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体とする。	
②対象工事の種類・規模	特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事(高速道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物であって大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事。以下「典型工事」という。)その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする(※)。 ただし、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる企業があると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。 ※技術力の結集を必要とする研究開発型工事、実験型工事を除き、対象工事の規模は典型工事に準ずる大規模なものとするが望ましい。 この場合において、対象工事の規模は、土木、建築工事にあつては少なくとも5億円程度を下回らず、かつ、発注標準の最上位等級に属する工事のうち相当規模以上のものとするを原則とする。 他の工種についても、これに準じて定めるものとする。	単体企業の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする(※)。 ※ 等級の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の等級の発注工事価額以上とするよう配慮するものとする。	地域維持型建設共同企業体の対象工事の種類・規模は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事とし、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。	・例えば道路事業における道路の新設、バイパス設置、共同溝設置や、河川事業における築堤、水門設置、営繕事業における新営工事などは除かれる。
③構成員の数	2ないし3社とする。	2ないし3社程度とする。	地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数とする。	・当面は構成員数の上限を原則10社程度として運用開始。
④構成員の組み合わせ	最上位等級(※1)のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする(※2)。 ※1 発注標準が極めて高く設定され、最上位等級に属さない企業が注-1にいう工事規模(土木、建築工事にあつては5億円程度)以上の規模の工事を単体企業で施工するものとして発注標準上位位置付けられている場合にあつては、発注機関の判断により、一定の基準を定め、当該企業を本項にいう最上位等級に準ずるものとして取り扱うことも差し支えないものとする。 ※2 発注標準が相対的に低く設定されている場合にあつては、最上位等級に属する者のみによる組合せとすることが望ましく、また、施工技術上の特段の必要性がある場合には、第三位等級に属する者を構成員とすることも差し支えない。	同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする(※)。 ※ 個別審査において下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までの組合せを認めることも差し支えない。	土木工事業(工事の実情に応じ、建築工事業も可とする。以下同じ。)の許可を有する者を少なくとも一社含む組合せとする。	・個人がJVの構成員となることは可能。 また、各種組合(協業組合、企業組合など)を構成員とする場合、意思決定の仕組みが重複的とならず、円滑な施工が行われることが担保されるものについては構成員として認めても良い。

地域維持型JVについて(共同企業体運用準則)

	特定JV	経常JV	地域維持型JV	主な留意点
⑤構成員の資格	<p>構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする(※)。 ※ 別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、各発注機関において選定する共同企業体の対象工事の特性等を勘案し、必要に応じ資格要件を追加するものとする。</p> <p>当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること(※)。 ※ 国内建設業者にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。また、海外建設業者にあつては海外における同該業種の営業年数を確認するものとする。</p> <p>当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。</p> <p>全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。</p>	<p>構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする(※)。 ※ 別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。</p> <p>登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること(※)。 ※ 国内建設業者にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。また、海外建設業者にあつては海外における同該業種の営業年数を確認するものとする。</p> <p>当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。</p> <p>全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることのできる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることのできる者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。</p>	<p>構成員は少なくとも次の四要件を満たす者とする(※)。 ※ 別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。</p> <p>登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること(※)。 ※ 国内建設企業にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。</p> <p>当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。</p> <p>全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることのできる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることのできる者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、土木工事業の許可を有する上位等級の構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする(※)。 ※ 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。 設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求めめる期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。</p> <p>地域の地形・地質等に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。</p>	<p>・具体的には、例えば、本店の所在地、防災協定の締結の有無、地元発注工事の受注実績などを想定</p>
⑥結成方法	自主結成とする。	自主結成とする。	自主結成とする。	
⑦登録	なし(工事の都度結成のため)	一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。 登録時期等は単体企業の場合に準ずる。	一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。 登録時期等は単体企業の場合に準ずる(※)。 ※ 地域維持型建設共同企業体の登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとする。	・地域維持型JVについては、単体と地域維持型JVとの同時登録及び経常・特定JVとの同時結成・登録は可能
⑧出資比率制限	出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする(※)。 ※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。 2社の場合30パーセント以上 3社の場合20パーセント以上	出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする(※)。 ※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。 2社の場合30パーセント以上 3社の場合20パーセント以上	出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする(※)。 ※ 出資比率の最小限度基準については、構成員の数に基づき定める場合は下記のとおりとするが、事業実施量等に基づいた基準とすることも可能とする。 3社の場合20パーセント以上 5社の場合12パーセント以上	
⑨代表者	代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする(※)。 また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。 ※ 等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者とする。	代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。	代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、土木工事業の許可を有し、かつ、施工能力の大きい者の中から、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする(※)。 ※ 等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者とする。	

共同企業体の在り方について

昭和62年8月17日 建設省中建審発第12号
改正 平成6年3月25日 建設省中建審発第1号
平成10年2月4日 建設省中建審発第4号
平成23年11月11日 国土交通省中建審第1号
(下線部が今回の改定部分)

第一 総括的考え方

1 経緯と現状

建設工事における共同企業体は、大規模かつ高難度の工事の安定的施工の確保、優良な中小・中堅建設企業の振興などを図る上で有効なものであるが、昭和26年に我が国に制度として導入されて以来、一部には行き過ぎと見られる活用も行われ、また、共同企業体の円滑な運営に支障が生じている等の弊害が指摘されたことから、昭和62年に「共同企業体の在り方について」(昭和62年中建審発第12号)が建議され、共同企業体運用準則に基づき共同企業体活用の在り方の適正化が行われてきたところである。

また、平成13年には「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(以下「適正化指針」という。)が閣議決定され、これに基づき、各省各庁の長等においては、共同企業体運用準則に従って共同企業体運用基準の策定及び公表を行い、これに基づいて共同企業体を適切に活用することとされた。

一方、平成23年に一部変更された適正化指針では、近年、建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理や除雪、災害応急対策など、地域の維持管理に不可欠な事業を担ってきた地域の建設企業の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねないこと、また、地域の維持管理を将来にわたって持続的に行うため、入札及び契約の方式において、共同企業体の活用を含んだ担い手確保に資する工夫を行う必要があることが指摘されているところである。

このため、地域の維持管理に不可欠な事業の継続的な担い手となる地域維持型建設共同企業体について適切に定め、これに対応するものとする。

2 基本的視点

共同企業体の在り方の適正化に当たっては、不良・不適格業者参入の防止、共同施工の確保、共同企業体運営の円滑化等により共同企業体活用に伴う弊害を防

止するとともに、技術と経営に優れた企業が成長していくという建設産業政策の基本的考え方を踏まえることが必要である。

3 活用の基本方針

共同企業体の活用に当たっては、次の方針を基本とするものとする。

- ① 建設業の健全な発展と建設工事の効率的施工を図るため、公共工事の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする。
- ② 昭和25年9月13日中央建設業審議会決定「建設工事の入札制度の合理化対策について」は、公共工事入札に当たっての公正自由な競争秩序の在り方を示したものである。すなわち、建設企業の信用、技術、施工能力等公共工事の適正な施工を行い得る能力を重視するとともに、企業規模の大小にも留意した適正な入札方法として、いわゆる「等級別発注制度」を定めたものであり、公共工事の発注においては、共同企業体を活用する場合であっても、同制度の合理的運用を確保することが必要である。
- ③ 不良・不適格業者の参入を防止し、円滑な共同施工を確保するため、発注機関においては、共同企業体の対象工事、構成員等について適正な基準を明確に定め、それに基づき共同企業体の運用を行うものとする。
- ④ 共同企業体の対象工事については、共同施工の体制を経済的に維持し得る工事規模を確保するとともに、受注者においては適正に技術者を配置し、合理的な基準の下で運営することにより工事の適正かつ円滑な施工を行うものとする。

4 共同企業体の方式

共同企業体を活用する場合には、次の方式によるものとし、発注機関において、それぞれの方式を活用する必要性を勘案の上、各々の判断により活用するものとする。

① 特定建設工事共同企業体

大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体

② 経常建設共同企業体

中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体

③ 地域維持型建設共同企業体

地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することに

よりその実施体制の安定確保を図る目的で結成する共同企業体

5 共同企業体運用準則

共同企業体を活用する場合にあっては、「第二 共同企業体運用準則」に従い、各発注機関において共同企業体運用に当たっての基準（共同企業体運用基準）を定めるものとする。

6 運用上の留意点

共同企業体は、安易な運用が行われた場合には、施工の非効率化、不良・不適合業者の参入等の事態も生じかねないのみならず、建設企業間の適正な競争を阻害し、建設業の健全な発展の支障となるおそれがあることに留意する必要がある。

したがって、共同企業体の活用に当たっては、等級別発注制度の運用との斉合を図り、公正自由な競争の機会が確保されるよう配慮することが必要である。

このため、必要な場合には発注標準を見直すこと等により、等級別発注制度及び共同企業体の合理的運用を確保することが必要である。

7 施策の実効性の確保

① 共同企業体運営上の混乱は、共同企業体の円滑な運営のための規準が十分に確立されていないことにも起因する。このため、共同企業体が構成員の信頼と協調の下に円滑に運営されるよう共同企業体の施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営方法に係る指針（共同企業体運営指針）を国土交通省において作成し、その普及を図るものとする。

② 共同企業体の運営を改善し、円滑な共同施工を確保するため、共同企業体に係る助言・指導体制を整備するものとする。

これにより、運営実態の調査、共同企業体運営指針の普及、共同企業体運営の改善のための助言・指導等を行い、共同施工の円滑化と工事的確な施工の確保に資するものとする。

③ 発注機関は、共同企業体の工事实績を評価して各構成員単体の実績に適正に反映させ、共同企業体による効果的な施工を促進するものとする。また、必要な場合には、運営適正化のための措置を含め的確な指導を行うものとする。

④ 本基準が発注機関、業界において周知徹底されるよう、国土交通省その他の関係各庁において必要な助言・指導等を行うものとする。

第二 共同企業体運用準則

1. 準則設定の趣旨

本準則は、発注機関が共同企業体運用基準を定めるに当たって準拠すべき基準を

示すものである。

2. 一般準則

- (1) 共同企業体活用の目的に応じ、対象とすべき工事について、特定建設工事共同企業体及び地域維持型建設共同企業体にあつてはその基準を明確に定めるものとし、経常建設共同企業体にあつては技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする。
- (2) 共同企業体は、活用の目的、対象工事に応じた適格企業のみにより結成するものとし、その構成員数、組合せ、資格、結成方法等を明示するものとする。
- (3) 共同施工を確保し、共同企業体の効果的活用を図るため、対象工事を適切に選定する。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体については、構成員は少数とし、格差の小さい組合せとするとともに、出資比率の最小限度基準を設けるものとする。

3. 個別準則

(1) 特定建設工事共同企業体

①性格

建設工事の特性に着目して工事毎に結成される共同企業体とする。

②対象工事の種類・規模

特定建設工事共同企業体の対象工事の種類・規模は、大規模工事であつて技術的難度の高い特定建設工事（高速道路、橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木構造物であつて大規模なもの、大規模建築、大規模設備等の建設工事。以下「典型工事」という。）その他工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる一定規模以上の工事とする（注－1）。

ただし、工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と認められる工事においても単体で施工できる企業がっていると認められるときには、単体企業と特定建設工事共同企業体との混合による入札とすることができるものとする。

③構成員

(イ) 数

2ないし3社とする。

(ロ) 組合せ

最上位等級（注－2）のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする（注－3）。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする（注－4）。

- a) 当該工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること（注－5）。

b) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。

c) 全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(二) 結成方法

自主結成とする。

④出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする（注－6）。

⑤代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者とする（注－7）。

また、代表者の出資比率は構成員中最大とする。

(2) 経常建設共同企業体

①性格

優良な中小・中堅建設企業が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化するため共同企業体を結成することを認め、もって優良な中小・中堅建設企業の振興を図るものとする（注－8）。

②対象工事の種類・規模

単体企業の場合に準じて取り扱うものとするが、技術者を適正に配置し得る規模を確保するものとする（注－9）。

③構成員

(イ) 数

2ないし3社程度とする。

(ロ) 組合せ

同一等級又は直近等級に属する者の組合せとする（注－10）。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする（注－11）。

a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること（注－5）。

b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。

c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。

(二) 結成方法

自主結成とする。

④登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

登録時期等は単体企業の場合に準ずる。

⑤出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする（注－6）。

⑥代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする。

(3) 地域維持型建設共同企業体

①性格

地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される共同企業体とする。

②対象工事の種類・規模

地域維持型建設共同企業体の対象工事の種類・規模は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事とし、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。

③構成員

(イ) 数

地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数とする。

(ロ) 組合せ

土木工事業（工事の実情に応じ、建築工事業も可とする。以下同じ。）の許可を有する者を少なくとも一社含む組合せとする。

(ハ) 資格

構成員は少なくとも次の四要件を満たす者とする。（注－11）

a) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること（注－12）。

b) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。

c) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で

配置し得ることを原則とする。ただし、土木工事業の許可を有する上位等級の構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めないものとする（注－１３）。

d) 地域の地形・地質等に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できること。

(二) 結成方法

自主結成とする。

④登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

登録時期等は単体企業の場合に準ずる（注－１４）。

⑤出資比率

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとするが、事業実施量等も勘案し柔軟に設定することとする（注－１５）。

⑥代表者の選定方法とその出資比率

代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、土木工事業の許可を有し、かつ、施工能力の大きい者の中から、構成員において決定された者とし、その出資比率は、構成員において自主的に定めるものとする（注－７）。

[共同企業体運用準則注解]

(注－１)

技術力の結集を必要とする研究開発型工事、実験型工事を除き、対象工事の規模は典型工事に準ずる大規模なものとするのが望ましい。

この場合において、対象工事の規模は、土木、建築工事にあつては少なくとも５億円程度を下回らず、かつ、発注標準の最上位等級に属する工事のうち相当規模以上のものとするを原則とする。

他の工種についても、これに準じて定めるものとする。

(注－２)

発注標準が極めて高く設定され、最上位等級に属さない企業が注－１にいう工事規模（土木、建築工事にあつては５億円程度）以上の規模の工事を単体企業で施工するものとして発注標準上位置付けられている場合にあつては、発注機関の判断により、一定の基準を定め、当該企業を本項にいう最上位等級に準ずるものとして取り扱うことも差し支えないものとする。

(注－ 3)

発注標準が相対的に低く設定されている場合にあつては、最上位等級に属する者のみによる組合せとすることが望ましく、また、施工技術上の特段の必要性がある場合には、第三位等級に属する者を構成員とすることも差し支えない。

(注－ 4)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、各発注機関において選定する共同企業体の対象工事の特性等を勘案し、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

(注－ 5)

国内建設企業にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。また、海外建設企業にあつては海外における当該業種の営業年数を確認するものとする。

(注－ 6)

出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

2 社の場合 30 パーセント以上

3 社の場合 20 パーセント以上

(注－ 7)

等級の異なる者による組合せにあつては、代表者は上位等級の者とする。

(注－ 8)

現在、規模の大きな企業を構成員として認めて運用している発注機関にあつては、当該運用を特定建設工事共同企業体の運用によって代替すること等により、経常建設共同企業体の目的に沿った運用に段階的に移行するものとする。

(注－ 9)

等級の異なる者の組合せによる経常建設共同企業体にあつては、上位等級構成員の等級の発注工事価額以上とするよう配慮するものとする。

(注－ 10)

個別審査において下位等級企業に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までの組合せを認めることも差し支えない。

(注－１１)

別途他の資格要件、指名基準が適用されるのは当然である。

また、各発注機関において、必要に応じ資格要件を追加するものとする。

(注－１２)

国内建設企業にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。

(注－１３)

分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

(注－１４)

地域維持型建設共同企業体の登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとする。

(注－１５)

出資比率の最小限度基準については、構成員の数に基づき定める場合は下記のとおりとするが、事業実施量等に基づいた基準とすることも可能とする。

３社の場合 ２０パーセント以上

５社の場合 １２パーセント以上

2. 技術者データベースの整備

目的

技術者データベースの構築により、技術者情報の蓄積、技術者の資質の維持・向上、適正配置の徹底等を進め、建設産業に対する国民や市場からの信頼を高めるとともに、企業と技術者の評価の向上を図る。

仕組みの概要

一定の資格※を有する建設技術者

※主任技術者相当以上

建設技術者に関する情報の登録・更新(任意)

本人・
所属企
業情報

保有資格情報

(監理技術者、主任技術者
となり得る資格等)

1. 国家資格
2. 民間資格
3. 実務経験

登録できる情報

現場配置情報

資質向上情報

一定の要件を満たす

1. 民間資格
2. 表彰
3. 継続教育

登録促進策

登録時※の要件

※経過措置を設定

更新時の要件

○技術者情報の蓄積
○定期的な資質の確認等
(当面、監理技術者)

義務となる事項

建設企業は、監理技術者を
登録技術者から選任

選任された監理技術者は
現場配置情報を入力

※ 一定の登録情報の閲覧・公表

違法行為が起らないよう抑止

保有資格を適切に確認 ・専任を容易に確認

技術者に対する評価の向上
継続的な資質の維持・向上

効果

技術者データベースに関する新たな仕組みの概要(2)

項目	各項目の概要	留意事項その他
登録できる技術者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ●主任技術者又は監理技術者となる資格を有する者は、技術者情報の登録を受けることができる。 	
登録に係る欠格事由・登録の取消事由	<ul style="list-style-type: none"> ●登録取消から一定期間を経過しない者等登録に係る欠格事由を設定する。 ●不正な手段により登録を受けた場合等には登録を取り消す。 	
登録できる情報の項目 【別添1】	<ul style="list-style-type: none"> ●本人・所属企業の情報 ●保有する資格の情報(国家資格、実務経験) ●監理技術者として配置される現場配置情報 ●資質向上に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ●現場配置情報:工事名、専任の有無、工事現場の所在地、工期等を予定 ●資質向上に関する情報:一定の要件を満たす民間資格、表彰等を予定
監理技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業者は、登録を受けた者から、監理技術者を選任する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●主任技術者については、現時点では登録を受けた者からの選任を義務としない。
登録の有効期間と登録・更新要件 【別添2】【別添3】	<ul style="list-style-type: none"> ●登録の有効期間を設定(例えば5年程度) ●監理技術者となる資格を有する者について、最新の法令等の知識を有していることの確認を登録・更新の要件とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●最新の法令等の知識を有していることの確認は、継続教育をはじめ複数の選択肢を用意。
技術者情報の閲覧 【別添4】【別添5】	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事の発注者に対し、登録された技術者情報のうち一定の事項を閲覧に供することとする。 	
技術者情報の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、国土交通大臣が技術者情報の管理等に関する事務を行う。 ●ただし、事務の効率化等の観点から、一定の要件を満たす者に当該事務を実施させることができることとし、当該事務を実施する者として一定の手続きを経て決定することとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●実施計画や実施体制の妥当性、効率性等の観点から審査・決定
登録の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●登録を受けた技術者については、経審評価の技術力に係る評価点数について適正に評価する。 ●許可等における営業所専任技術者の実務経験、同等の技術又は技能を有することを証する書類を簡素化する。 	

【別添1】技術者情報の登録項目案の例示

本人・所属企業情報	大分類	登録項目
本人情報	本人固有情報	氏名
		生年月日
		現住所、本籍地
		顔写真
	登録情報	登録番号（ID）※ ¹
		最新更新登録年月日※ ¹
登録有効期限※ ¹		
所属企業情報	許可情報	商号・名称 許可番号
	雇用期間	雇用開始年月日※ ²
	連絡先	会社電話番号

資質向上情報	大分類	登録項目
継続教育等	継続教育（更新要件）	継続教育認証機関（仮称）名、講義名等、修了年月日
	更新	更新履歴 更新方法、更新時期
その他	民間資格	資格名、番号、取得年月日
	表彰	表彰名、機関、取得年月日

保有資格情報	大分類	登録項目
保有資格	国家資格等	資格名、番号、取得年月日
	実務経験	実務経験内容、年月 経験時の所属企業及び立場
		学歴

現場配置情報	大分類	登録項目
現場配置情報※ ³	工事情報	工事名
		施工場所
		工期
	技術者情報	建設業の種類 （技術者名）
		（登録番号（ID））
		専任の有無

※1:初回登録時は不要

※2:更新登録時は不要（変更があった際には随時登録）

※3:現場配置された際に登録（コリンズシステムで工事情報を登録された場合は、現場配置情報の登録は不要とする。）

- 監理技術者については、最新の法制度及び施工管理に関する最低限必要な事項(最新重要事項)について一定の知識を有していることを確認する。
- その他、本人の写真、所属企業や住所等の登録事項で変更漏れがないか等をチェックする。
- 最新重要事項の確認の方法として、次の選択肢を設ける。

① 継続教育における最新重要事項の学習

- 継続教育(登録・更新)の取組により登録・更新前の一定期間内に、最新重要事項の学習を修了したと認められる場合
- 継続教育を認定する仕組みを今後検討(継続教育プログラムの認証方法等を含む認定基準等)

<最新重要事項(案)>

- 建設工事に関する法律制度、最近の改正事項
- 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理に関する知識

② 国家資格試験の合格

- 監理技術者となり得る技術検定(1級)等に登録・更新前の一定期間内に合格した場合

③ 技術検定の学科試験の合格

- 技術検定(1級)の学科試験に、登録・更新前の一定期間内に合格した場合

④ 一般講習の受講、研修等

- 一般講習の受講等により登録・更新前の一定期間内に、最新重要事項の学習を修了したと認められる場合
- 継続教育の受講等の機会が少ない地方の技術者や継続教育の取組が十分に普及していない業種の技術者等について、セーフティネットとしての講習等を用意

【別添3】 技術者DBの更新等について

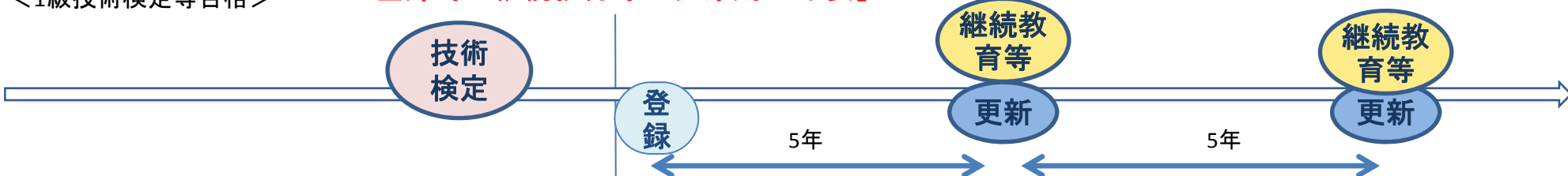
- 「監理技術者となる資格を有する者」は、原則として登録時の最新重要事項の学習等を不要とする。
ただし、技術検定の合格が一定期間以上経過している者あるいは実務経験者については、最新重要事項の学習等が必要。
- 主任技術者となる資格を有する者については、当面は登録時、更新時の最新重要事項の学習等を不要とする。
- その他、監理技術者資格者証の保有者で、監理技術者講習を修了した者については、一定の経過措置を設定。

監理技術者となる資格を有する者

新たな制度への移行

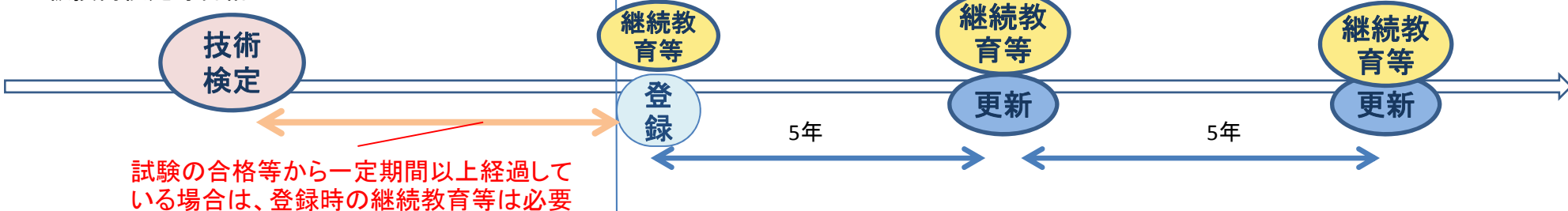
<1級技術検定等合格>

●登録時の継続教育等は、原則「不要」



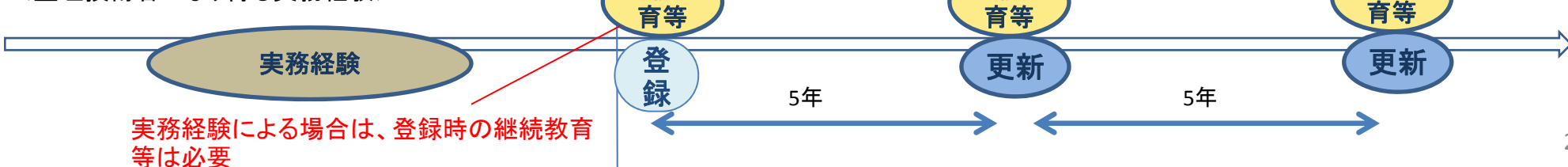
【例外】

<1級技術検定等合格>



試験の合格等から一定期間以上経過している場合は、登録時の継続教育等は必要

<監理技術者になり得る実務経験>



実務経験による場合は、登録時の継続教育等は必要

【別添4】 技術者DBに登録された情報の閲覧範囲等について 国土交通省

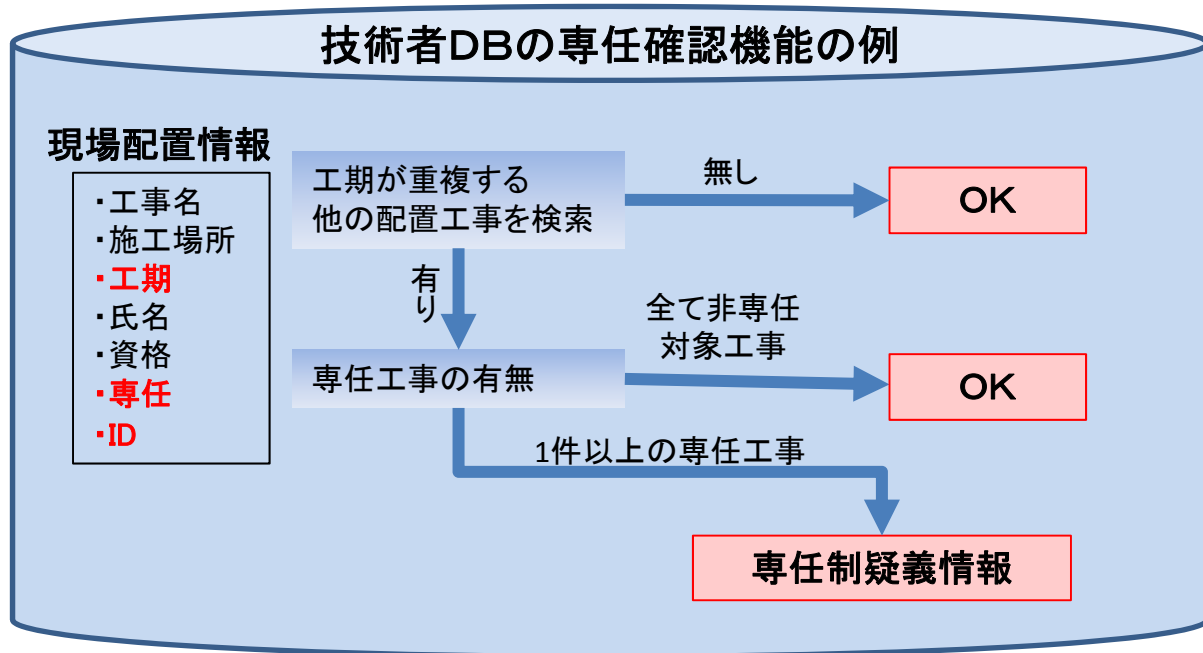
○ インターネットで閲覧(※)できる範囲等 (※) 氏名、雇用建設企業名等を入力し、「当該技術者の一定の情報」を閲覧可能とする。

	各主体					
	技術者本人	所属企業	発注者	公共発注者	許可行政庁	一般人
目的	●登録情報の真正性の確認 ●登録情報の証明	●技術者適正配置のための登録内容の把握	●技術者の保有資格等の確認 ●現場での本人確認 ●専任の確認	●同左 ●施工体制台帳と施工体制の整合確認 ●公共工事の品質確保(※2)	●専任違反の確認(建設業者の指導監督のため)	—
閲覧の方法	技術者ID パスワード	所属企業ID又は技術者から情報を取得等(※1)	発注者パスワードを技術者から入手することにより工事中のみ閲覧	公共発注者ID パスワード	許可行政庁ID パスワード	—
閲覧の対象となる技術者	本人	所属企業の技術者(社員)	契約企業の当該工事の配置技術者	すべての登録された技術者(※3)	すべての登録された技術者	—
本人情報(本籍、生年月日等)	○	○	×	○	○	—
現行の資格者証情報(本籍等を除く。雇用企業・雇用期間、写真等含む一定情報)	○	○	○	○	○	—
保有資格詳細情報(学歴、指定学科、他の国家資格等)	○	○	×	○	○	—
現場配置情報(工事中)	○	○	○	○	○	—
現場配置情報(過去を含む)	○	○	×	○	○	—
資質向上情報(一定の民間資格、表彰等)	○	○	×	○	○	—

(※1) 所属企業の閲覧の方法については、さらに検討が必要。

(※2) 公共発注者は、公共工事品質確保法、公共工事入札契約適正化法等で適正な品質確保等のための措置をとる責務等がある。

(※3) 公共発注者が閲覧できる技術者の範囲については、さらに検討が必要。



～現場配置情報表示イメージ～

【平成23年12月22日現在】

氏名:建設太郎 技術者ID:123456
 工事:〇〇建設工事
 場所:〇〇県□□市△△
 工期:平成23年9月1日～平成24年3月30日
 専任の有無: 専任

重複工事

あり なし



発注者



※ 疑義情報をもとに、発注者等が事実関係を確認する。

現行制度(監理技術者資格者証)

目的

監理技術者としての資格を公的に証明し、専任の監理技術者の資格や専任の確認を容易にする。

現行制度の概要

- 監理技術者としての資格を有する者の申請により交付
- 専任の監理技術者については、監理技術者資格者証の交付を受けた者で、監理技術者講習を修了した者のうちから選任
- 発注者からの請求があった場合は、資格者証を提示

課題

- 資格者証の提示だけでは、専任の配置義務違反等の不正行為を十分に防止できない。
- 現行の講習内容は画一的であり、技術者のニーズに応じた資質向上等が難しい。

新たな仕組み(技術者の登録制度)

目的

技術者としての適格性を公的に証明することにより、監理技術者等の資格や専任について、より容易に確認できるようにするとともに、技術者の資質向上に資する。

新たな仕組みの概要

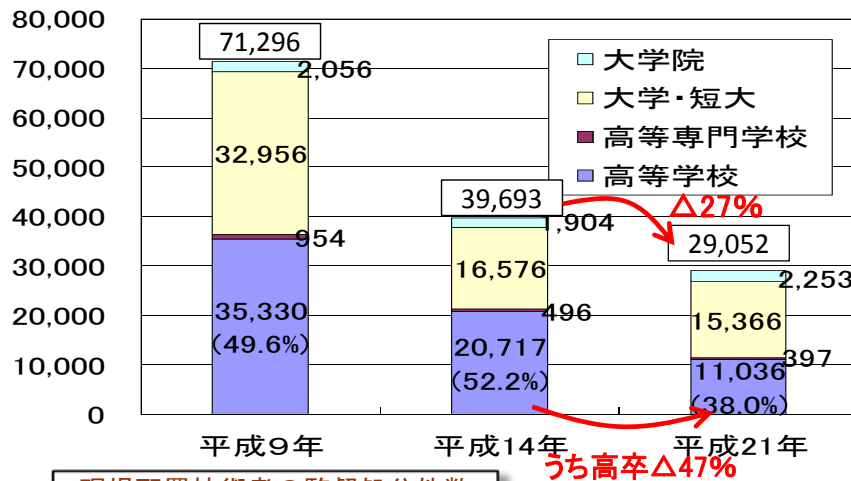
- 主任技術者又は監理技術者としての資格を有する者の申請により登録(不正登録等により登録を取り消された者については一定期間内登録できないこととする等により登録の真正性を確保)
- 監理技術者については、登録された者のうちから選任。また、登録・更新時に最新の法令等を含む最新重要事項の学習をしたことを確認。
- 一定の方法(データベースの利用等)により発注者その他の関係者が閲覧可能

課題への対応

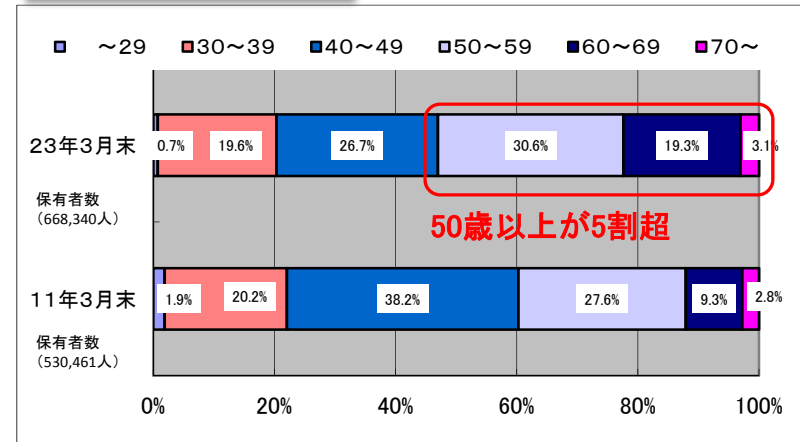
- 監理技術者が現場配置情報を入力し、当該情報を閲覧の対象とする。(→ 専任配置の確認が容易に)
- 登録・更新時の最新重要事項の学習の確認手段として、継続教育等の複数の選択肢を用意
- 民間資格、表彰等を入力できる。
(→ 技術者のニーズに応じた資質向上等が可能。)

- 建設業の新規入職者数は減少。担い手となる技術者の世代交代の中で、優秀な技術者の確保、育成は喫緊の課題。
- 技術者の適正配置が重要であるが、技術者にかかる監督処分が後を絶たない状況。
- 特に民間工事においては十分な確認が行われていない状況。適正な施工や安全、環境に支障のおそれ。

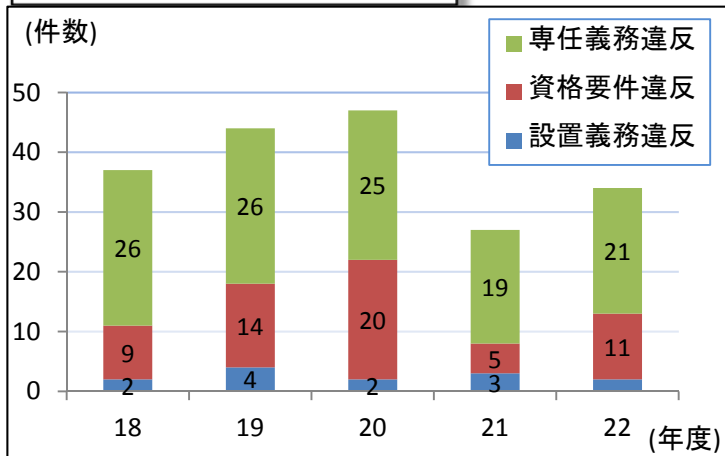
学歴別建設業新規入職者数



監理技術者の年齢構成



現場配置技術者の監督処分件数



技術者等の情報の管理について

イギリス	データベース蓄積	約 160万人 (技能者等含む)
韓国	データベース蓄積	約 55万人
日本	監理技術者 資格者証保有者 ※ 技術者	約 67万人 ※約120万人(推計)

- 建設業者は、営業所に専任技術者を置くとともに、工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として「主任技術者」を、また、下請契約の請負代金額の合計が一定以上の場合には、「監理技術者」を配置しなければならない。
- 必要な資格、実務経験等を有するこれらの技術者を工事現場等に置くこととともに、特に適正な施工が強く求められる公共性のある施設等にかかる一定規模以上の工事において、専任を求めることで、建設工事の適正な施工を確保し、発注者の保護を図っている。

営業所の 専任技術者	特定・一般の別	特定建設業		一般建設業
	資格要件	一級国家資格者 実務経験者*		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場 の技術者 (監理技術者、 主任技術者)	工事現場に置くべき 技術者の種類	監理技術者 (元請工事における 下請金額3,000万円**以上)		主任技術者 (元請工事における 下請金額3,000万円**未満)
	資格要件	一級国家資格者 実務経験者*		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	工事現場における 専任の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上で必要		
	専任の監理技術者 が備えるべき要件	監理技術者資格者証の交付 監理技術者講習の受講		—

注) * 指定建設業の場合は国土交通大臣特別認定者

** 建築一式工事の場合は4,500万円

3. 業種区分の点検と見直し

現行28業種の点検

業種区分	完成工事高(十億円)			許可業者数(百社)			元請比率		他業種の許可との重複	関連する新設要望
	(a)H6 ~H10	(b)H16 ~H20	(b/a)	(c)H6 ~H10	(d)H16 ~H20	(d/c)	全体 H16~H20	民間 H16~H20		
土木	35,168	17,944	51%	1,511	1,620	107%	63%	17%	-	下水道管路維持管理、管路更生、解体、基礎、プレストレストコンクリート構造物、トンネル、運動施設
建築	52,210	34,567	66%	2,133	1,991	93%	82%	64%	-	解体、基礎、(住宅)改修
大工	861	544	63%	578	643	111%	15%	14%		型枠
左官	449	275	61%	140	178	127%	9%	7%		(住宅)改修
とび・土工	2,940	2,264	77%	1,386	1,663	120%	13%	8%		建設機械、切断穿孔、潜水、足場、地盤改良、土工、法面保護、あと施工アンカー、解体、基礎、プレストレストコンクリート構造物、交通安全施設、(住宅)改修、トンネル、運動施設
石	221	317	143%	380	565	149%	46%	32%	シ(63%)	(住宅)改修
屋根	642	498	78%	231	323	140%	23%	19%	タ(71%)	
電気	11,020	7,229	66%	482	528	110%	49%	37%		(住宅)改修
管	7,376	5,412	73%	778	912	117%	38%	29%		機械設備一式、空調冷凍、空調衛生、ダクト、(住宅)改修
タイル・れんが・ブロック	592	426	72%	236	313	132%	11%	9%	屋(74%)	(住宅)改修
鋼構造物	2,837	1,832	65%	450	665	148%	23%	12%		鉄骨
鉄筋	509	301	59%	80	121	151%	3%	2%		鉄筋継手、トンネル
ほ装	3,264	1,653	51%	737	957	130%	40%	9%	水(76%)	トンネル、運動施設
しゅんせつ	75	79	104%	259	425	164%	39%	10%	石(85%)	
板金	363	354	97%	107	160	150%	15%	15%		(住宅)改修
ガラス	310	219	71%	73	116	159%	23%	20%		(住宅)改修、フィルム
塗装	1,203	955	79%	299	447	149%	37%	29%		(住宅)改修、交通安全施設
防水	534	459	86%	111	203	183%	15%	9%		(住宅)改修、トンネル
内装仕上	2,609	2,278	87%	487	611	126%	36%	34%		畳製造、(住宅)改修、フィルム
機械器具設置	5,563	4,698	84%	161	186	116%	60%	51%		空調冷凍、(住宅)改修、トンネル
熱絶縁	363	317	87%	50	95	188%	13%	13%		機械設備一式、空調衛生
電気通信	2,373	2,115	89%	91	124	135%	50%	40%		(住宅)改修、トンネル
造園	1,020	620	61%	310	347	112%	52%	27%		運動施設
さく井	84	69	81%	32	32	99%	53%	33%		
建具	2,269	1,356	60%	179	222	124%	6%	6%		(住宅)改修
水道施設	1,024	631	62%	668	890	133%	63%	13%	ほ(82%)	
消防施設	280	193	69%	149	155	104%	23%	17%		機械設備一式、空調衛生、ダクト、(住宅)改修
清掃施設	854	413	48%	8	7	86%	68%	33%		
(該当無し)										建設機械レンタル
合計	137,014	88,016	64%	12,106 5,571	14,496 5,391	120% 97%	※ 上段:28業種の単純合計 下段:いずれかの許可を持つ業者数			

注)「他業種の許可との重複」欄は、専門同士の重複保有率がどちらも60%以上のものを記載している。(例えば、石保有者のしゅんせつ保有割合と、しゅんせつ保有者の石保有割合は、どちらも60%以上となっている。)(H23.3末現在)

建設業者団体等への調査

- 概要

- 目的

- 業種区分の実態と建設業界の要望を把握し、業種区分の点検の基礎資料とする

- 調査対象

- 建設業者団体等

- 調査期間

- 9月8日～30日

- 調査結果

- 調査票の配布 110団体
- 調査票の提出 76団体
- 要望あり 42団体
 - 業種新設 28団体
 - 業種統合 0団体
 - 工事内容、例示 17団体

建設業者団体等への調査の結果

一式工事

団体名	要望業種名	関連業種名	工事の内容
(社)日本空調衛生協会	機械設備一式	管、熱絶縁、水道施設、消防施設	建築物に係る機械設備を設置

専門工事

団体名	要望業種名	関連業種名	工事の内容
既存業種の分割			
(社)全国クレーン建設業協会	建設機械	とび・土工	重量物の運搬配置
全国基礎工業協同組合連合会	建設機械	とび・土工	くい打ち、くい抜き、場所打ぐい、連続壁くい、仮設のくい打ち
(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	建設機械	とび・土工	生コンクリートを機械的圧力により運搬・配分し、工作物を築造
(社)日本機械土工協会	土工	とび・土工	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等
(社)日本グラウト協会	地盤改良	とび・土工	地盤の安定と地下水の流動化防止
(社)全国特定法面保護協会	法面保護	とび・土工	法枠、吹付、緑化等による法面保護
ダイヤモンド協同組合	切断穿孔	とび・土工	コンクリート等の構造物等をダイヤモンド工具を用いて切断穿孔
(社)日本潜水協会	潜水	とび・土工	港湾・空港等の構造物の水中工事
全国仮設安全事業協同組合	足場	とび・土工	足場、支保工、シート、ネット等の組立、解体、変更、安全点検
(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会	プレストレストコンクリート構造物	土木、とび・土工	プレストレストコンクリート構造物の築造、補修、補強等
(社)日本基礎建設協会	基礎	土木、建築、とび・土工	くい打ち、くい抜き、場所打ぐい
(社)全国解体団体連合会	解体	土木、建築、とび・土工	建築物、土木工作物等の解体、足場組立
(社)日本冷凍空調設備工業連合会	空調・冷凍	管、機械器具設置	冷暖房等の設備等を設置
全国ダクト工業団体連合会	ダクト	管、消防施設	空気調和、換気設備等に関するダクトを製作し取付け
(社)日本建設大工協会	型枠	大工	型枠の製作、加工、組立又は解体
全国圧接業協同組合連合会	鉄筋継手	鉄筋	鉄筋コンクリートの中の鉄筋継手
(社)全国鐵構工業協会	鉄骨	鋼構造物	形鋼、鋼板等の加工又は組立により建築物の主要構造体を築造
全日本畳事業協同組合	畳製造	内装仕上げ	畳製品の製造、販売、据付、補修
既存業種の再編			
(社)日本空調衛生協会	空調衛生	管、熱絶縁、水道施設、消防施設	空調衛生工事
(社)全国道路標識・標示業協会	交通安全施設	とび・土工、塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、はり付け
(一社)日本運動施設建設業協会	運動施設	土木、とび・土工、ほ装、造園	自然土、芝生、化学合成材料等により競技施設等を建設
(一社)日本トンネル専門協会	トンネル	土木、とび・土工、鉄筋、舗装、防水、機械器具、電気通信	トンネル工事における掘削等の専門工事
(一社)マンション計画修繕施工協会	(住宅)改修	建築、左官、とび・土工、石、電気、管、タイル・レンガ・ブロック、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、電気通信、建具、消防施設等	住宅の維持保全のための計画的な維持修繕・改修
既存業種に該当がない			
あと施工アンカー工事協同組合	あと施工アンカー		コンクリート等に設備を設置するためのアンカーを施工
日本ガラスフィルム協会	フィルム	ガラス、内装仕上	ガラス飛散防止フィルム等を建築用窓ガラスに貼付
(公社)日本下水道管路管理業協会	下水道管路維持管理	土木	下水道管路の補修・改築等維持管理
(一社)日本管路更生工法品質確保協会	管路更生	土木	管路(下水道、農業用水、上水道、ガス等)の修繕・改築等の更生
(社)全国建設機械器具リース業協会	建設機械レンタル		建設機械のレンタル

※提出された調査票の記載に基づく

個別検討の考え方

- 現行の業種区分の考え方及び枠組みを基本としつつも、社会的ニーズや建設市場の趨勢などの視点を従来以上に加味し、個別に検討

評価項目	A	B	C
当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できる	施工における技術が既存業種とは異なり、専門性が高い	適切な技術者資格が不 明確	施工における技術が既存業種と比較して専門性が高いと認められない
	適切な技術者資格が明確		
疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保または社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれる	建設業界内にとどまらない社会的課題等が認められる	業種新設以外の方策により課題解決等を図ることが妥当	課題等の影響が主に建設業界内にとどまるなど、社会的課題があるとは認められない
	業種新設によって課題解決等を図ることが妥当		
現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれる	新設業種の許可業者数の見込みが2千社※以上	/	新設業種の許可業者数の見込みが2千社※未満

※2千社の考え方

全ての都道府県で、最低10社程度ずつは当該業種の許可業者が存在するよう設定する。

$$\begin{array}{l}
 \text{許可業者数の比} \quad \text{最小値} \div \text{全国計} = 2,307 \div 498,806 \div 1/216 \div 1/200 \quad \text{※H23} \\
 \text{許可業者数} \quad \quad \quad 10\text{社/都道府県} \times 200 = 2\text{千社}
 \end{array}$$

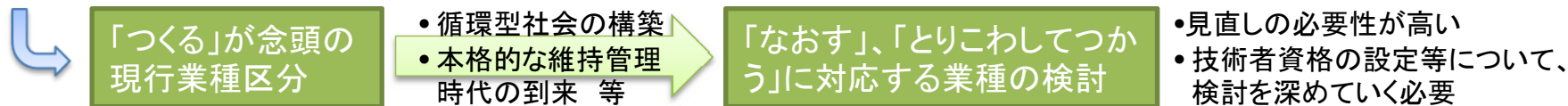
業種区分の見直しの方針

社会経済情勢の変化に建設産業が対応し、持続可能な形で我が国の将来を支えていくためには、その時々の一歩を踏まえた見直しが必要

当面の業種区分の見直し

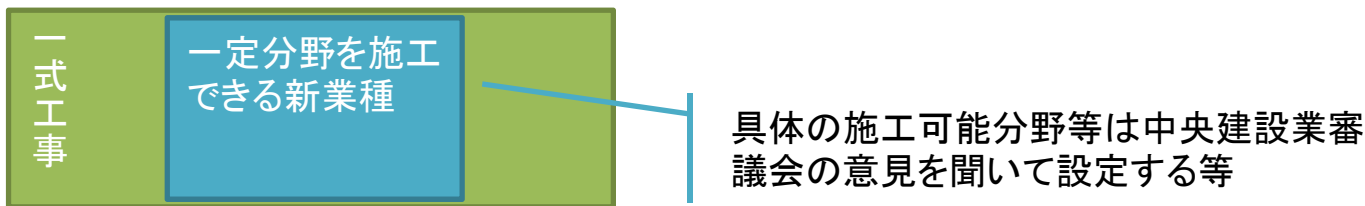
現行の業種区分の考え方及び枠組みを基本としつつも、社会的ニーズや建設市場の趨勢などの視点を従来以上に加味し、個別に検討

- 当該工事に必要な技術が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること
- 疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保又は社会的課題の解決に顕著な効果が見込まれること
- 現在、ある程度の市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること



新たな仕組みの検討

社会経済情勢の変化やその時々々のニーズに建設産業が柔軟に対応できるような枠組みも併せて検討すべき



建設工事の内容、例示の見直し

技術の向上や不良不適格業者の排除を図る仕組みの検討

- 登録基幹技能者制度の一層の活用
- 技術者データベースの活用
- 民間の施工技術向上の取組の支援 等

(参考) 現行28業種区分の内容 (1/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事 (補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆喰、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

(参考) 現行28業種区分の内容 (2/2)

建設工事の種類(法律)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(通達)
板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物等の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

(参考) 登録基幹技能者について

登録番号	登録基幹技能者講習の種類	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日	基幹的な役割を担う(実務経験を有する)建設業の種類	登録基幹技能者数 (平成23年12月末)
1	登録電気工事基幹技能者	一般社団法人日本電設工業協会	H20.5.13	電気、電気通信	6,012
2	登録橋梁基幹技能者	(社)日本橋梁建設協会	H20.7.17	鋼構造物、とび・土工	392
3	登録造園基幹技能者	(社)日本造園建設業協会 (社)日本造園組合連合会	H20.7.17	造園	2,706
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20.7.18	とび・土工	468
5	登録防水基幹技能者	(社)全国防水協会	H20.8.19	防水	703
6	登録トンネル基幹技能者	一般社団法人日本トンネル専門協会	H20.9.1	土木、とび・土工	365
7	登録建設塗装基幹技能者	(社)日本塗装工業会	H20.9.1	塗装	2,084
8	登録左官基幹技能者	(社)日本左官業組合連合会	H20.9.1	左官	1,086
9	登録機械土工基幹技能者	(社)日本機械土工協会	H20.9.17	土木、とび・土工	1,439
10	登録海上起重基幹技能者	(社)日本海上起重技術協会	H20.9.19	土木、しゅんせつ	601
11	登録PC基幹技能者	プレストレスト・コンクリート協会	H20.9.30	土木、とび・土工、鉄筋	475
12	登録鉄筋基幹技能者	(社)全国鉄筋協会	H20.9.30	鉄筋	1,912
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	H20.9.30	鉄筋	426
14	登録型枠基幹技能者	(社)日本建設大工協会	H20.9.30	大工	1,907
15	登録配管基幹技能者	(社)日本空調衛生協会 一般社団法人日本配管団体連合会 全国管協同組合連合会	H20.10.16	管	1,881
16	登録鳶・土工基幹技能者	(社)日本建設躯体団体連合会 (社)日本鳶工業連合会	H20.12.12	とび・土工	2,389
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド協同組合	H20.12.12	とび・土工	167
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(社)全国建設室内協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H20.12.26	内装・仕上	2,056
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(社)日本サッシ協会 (社)カーテンウォール・防火開口部協会	H21.2.13	建具	649
20	登録エクステリア基幹技能者	(社)日本建築ブロック・エクステリア協会	H21.3.5	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	324
21	登録建築板金基幹技能者	(社)日本建築板金協会	H21.3.5	板金、屋根	2,574
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.4.28	塗装、左官、防水	131
23	登録ダクト基幹技能者	(社)日本空調衛生協会 一般社団法人全国ダクト工業団体連合会	H21.4.28	管	885
24	登録保温保冷基幹技能者	一般社団法人日本保温保冷協会	H21.11.27	熱絶縁	200
25	登録グラウト基幹技能者	(社)日本グラウト協会	H21.11.27	とび・土工	382
26	登録冷凍空調基幹技能者	(社)日本冷凍空調設備工業連合会	H22.3.25	管	206
27	登録運動施設基幹技能者	一般社団法人日本運動施設建設業協会	H22.3.25	土木、とび・土工、ほ装、造園	50
28	登録基礎工基幹技能者	全国基礎工業協同組合連合会 (社)日本基礎建設協会	H23.12.16	とび・土工	—

合計32,470

4. 社会保険未加入問題への対策

社会保険未加入の要因と対策

＜保険未加入の要因＞

（行政によるチェック・指導関係）

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

未適用事業所を確知した場合も継続的な指導がなされない

建設産業部局と社会保険部局との連携が行われていない

社会保険部局が未適用事業所を把握しきれず、指導も不十分

（元請企業の関与関係）

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

（保険料負担関係）

受注競争が激化する中で工事利益を確保する必要性

保険料の事業主負担が重い

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

（職人等関係者の意識関係）

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

給与収入額が明確になることを嫌う

保険加入が義務であることに対する不知

中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識

（事業主の手続負担関係）

社会保険の手続に精通した従業員がいない

＜対策のポイント＞

行政による制度的
チェックと、建設業担
当部局・社会保険部局
間の連携

元請企業が下請企
業の保険加入状況を
「知り得る」「指導責
任がある」立場に

法定福利費が確保
され、下請企業に流
れる仕組みを構築

各主体に向けた啓発
資料を作成し、社会
保険制度の内容や
手続き等を周知

関係団体と連携し、
個々の企業の手続
負担を軽減

＜対 策＞

○許可更新時の加入状況確認・指導

○経営事項審査の厳格化

○公共事業労務費調査

○建設業担当部局による立入検査

○建設業行政上の指導・処分

○社会保険担当部局との連携

○保険者から建設業の事業所への働きかけ

○元請企業による下請指導

○発注者への要請・周知、元請への指導
（法定福利費を含む適正な見積りの実施等）

○ダンピング対策

○重層下請構造の是正

○関係者による啓発資料の作成、
キャンペーンの実施

○建設業者団体の自主的取組
（社会保険労務士会との連携）

社会保険未加入対策の概要

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険について、保険未加入企業が存在。
- 若年入職者減少の一因となっているほか、適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利。

対策

1. 行政による制度的チェック・指導

①建設業許可・更新時の加入状況確認

- ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。

②建設業担当部局による立入検査

- ・建設業法上の立入検査により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。

③経営事項審査の厳格化

- ・経営事項審査において、未加入企業の減点の幅を拡大。

④社会保険担当部局との連携

- ・社会保険担当部局への通報、保険者からの働きかけ

2. 元請企業による指導

○元請企業による下請指導

- ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。

3. 法定福利費の確保

①発注者への要請・周知、元請企業への指導

- ・法定福利費を含む適正な見積の実施、通常必要と認められる原価の確保等に関する周知徹底。

②ダンピング対策

③重層下請構造の是正

4. 保険加入の啓発・キャンペーン

○関係者による啓発資料の作成、キャンペーンの実施

- ・行政、関係団体、協力会、保険者等様々な主体による周知啓発。

5. その他

①建設関係団体の自主的取組

- ・「保険加入計画」を策定・周知・啓発等計画的に加入促進。

②社会保険適用促進に向けた研究

取組の進め方に関する基本的考え方

基本的考え方

【関係者が一体となった、各主体の立場に応じた取組の推進】

○実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す、との目標を達成するため、工程を定め、行政・元請・下請が一体となって、総合的に取組を実施。

<各主体に求められる役割>

* 関係業界団体;加入の定期的実態把握及び計画的な加入促進策を進めるため、「保険加入計画(仮称)」の策定について検討

* 元請・下請;保険加入計画や行政による重点実施の方策も踏まえつつ、保険加入を進めるとともに、自らの工事現場における下請の保険加入を指導・徹底(元請)

* 行政;建設業許可・更新時などにおいてすべての事業者等に保険加入を指導
重点的に確認等を行う対象を絞り込み、立入検査等を通じて指導・徹底

○平成29年度までの中間時点でそれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

【取組の重点的指導・徹底】

○平成24年度より、関係者が一体となってすべての事業者等の保険加入を図る。

○平成24/25年度、平成26/27年度、平成28年度の3段階により、段階的に指導・徹底を強化

○第1段階(平成24、25年度)においては

<事業所> 使用人数、完工高、経営事項審査受審企業などの観点から、重点的に取り組む対象を国・都道府県が決定し徹底
(例) 使用人数概ね30人以上の事業所 など

<工事現場> 大規模工事現場(工事請負金額)・公共工事現場などから、重点的に取り組む対象を国・都道府県が決定し徹底
(例) 大臣許可の事業者については、公共工事、20億円以上の民間工事 など

○第2段階以降は、実態に応じて対象となる規模を引き下げる等により順次徹底を図ることとし、遅くとも平成29年度以降はすべての事業者等について必要な措置を講ずることを目指す。

【推進体制】

○上記の取組を推進するとともに、業界ごとの工程の情報共有、実施状況のフォローアップ等のため、全国・地方ブロック等を単位として協議会を設置

取組の推進体制

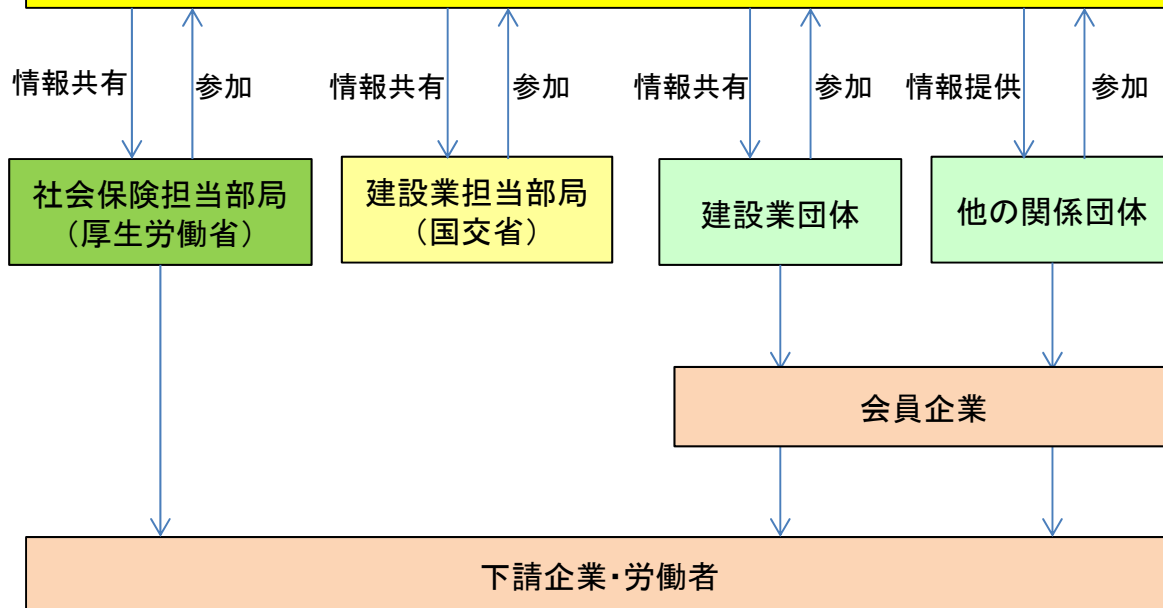
実施方針

- 社会保険未加入に対する取組の工程の実施状況を、継続的・定期的にフォローアップする組織を設立
- 業界ごとの工程の情報共有・実施状況のフォローアップ・周知啓発の取組方針等を議論

推進体制のイメージ案

保険未加入対策推進協議会・ワーキンググループ(案)

【全国、地方ブロック等に設置】



保険未加入対策推進協議会(案)の概要

【構成】

- ・建設業関係団体
- ・国土交通省・厚生労働省

【協議会が行う主な取り組み】

- ・保険未加入対策に関する意見交換と進捗把握
- ・各関係団体等を通じた加入実態の定期的把握
- ・各関係団体の策定する保険加入計画のとりまとめと実施状況の定期的フォローアップ
- ・建設事業者・労働者等に対する周知啓発プランのとりまとめと実施

【ワーキンググループの設置等】

- ・推進協議会に向けた実務作業や周知啓発関係資料の作成等を迅速に進めるため、主立った団体の実務担当者によるワーキンググループを設ける。
- ・地域における社会保険未加入対策を推進するため、地方ブロック等においても設置を進めることとする。